

三田市休日応急診療センター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 省略 (使用料)</p> <p>第6条 休日応急診療センターにおいて診療を受ける者の使用料は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法(以下「診療報酬の算定方法」という。)により算定した額とする。ただし、法令又は診療契約に基づいて療養の給付を受ける者であって療養に要する費用の額の算定方法について特に定めるものについては、その定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自費で診療を受ける者の使用料は、診療報酬の算定方法により1点単価を次の各号に掲げる区分に応じて算定する。</p> <p>(1) 自動車損害賠償責任保険の適用を受ける場合 20円</p> <p>(2) 前号の規定を適用することができない場合 <u>12円</u></p> <p>3 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 (使用料)</p> <p>第6条 休日応急診療センターにおいて診療を受ける者の使用料は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法(以下「診療報酬の算定方法」という。)により算定した額とする。ただし、法令又は診療契約に基づいて療養の給付を受ける者であって療養に要する費用の額の算定方法について特に定めるものについては、その定めるところによる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自費で診療を受ける者の使用料は、診療報酬の算定方法により1点単価を次の各号に掲げる区分に応じて算定する。</p> <p>(1) 自動車損害賠償責任保険の適用を受ける場合 20円</p> <p>(2) 前号の規定を適用することができない場合 <u>10円</u></p> <p>3 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>